

「災害時の民事法上の課題について －被災者支援の在り方を中心に」

日時:2024年6月15日(土)

14時～17時(13時30分開場)

場所:熊本大学文法学部本館2階A1教室

(熊本市中央区黒髪2丁目40番1号)

主催:熊本大学大学院人文科学研究部(法学系)

共催:熊本大学法学部

[シンポジウム概要]

司会/コーディネーター:濱田絵美

(熊本大学大学院

人文科学研究部)

●前半

14:00～14:10 開会挨拶、企画趣旨説明

14:10～14:45 岡本 正 氏(第一東京弁護士会)
「大規模災害とリーガルニーズ」

14:45～15:20 渡辺 裕介 氏(熊本県弁護士会)
「二重ローン問題と
自然災害債務整理ガイドライン」

15:20～15:55 今田 健太郎 氏(広島弁護士会)
「土砂災害と工作物責任・相隣関係」

15:55～16:10 休憩

●後半

16:10～16:35 パネラーによる意見交換

16:35～16:55 フロアーからの質疑応答

16:55～17:00 閉会挨拶

[問い合わせ先]

岡田 行雄

(熊本大学大学院人文科学研究部)

E-mail:yukio@kumamoto-u.ac.jp



○概要

近年、日本全国で自然災害が多発しています。生じる自然災害は、地震、台風、豪雨による水害など、その種類も様々です。これらの自然災害に対し多くの防災や発災時の対策がなされていますが、ここに法律学も大きく関わっています。

法律学と自然災害の関わりは、行政法上の問題を中心として多岐に亘りますが、被災者にとって最も身近な問題は、民事法上の問題です。市民生活に関するルールを定めた法律として民法がありますが、民法は平常時を想定したルールであって、自然災害の発生といった非常時を想定したものではありません。その結果、現行法で解決できる問題がある一方で、その解決策では被災者支援として十分ではない、又は解決までに時間がかかりすぎるといった問題点も存在します。

そこで、本シンポジウムでは、災害時に生じる民事法上の課題について、現行法による解決策の現状を踏まえて、今後の被災者支援の在り方について考えます。

○パネリストのご紹介

●岡本 正 氏－弁護士(第一東京弁護士会)、博士(法学)

東日本大震災時の内閣府出向や日本弁護士連合会災害対策本部のご経験を活かして「災害復興法学」を創設され、これまでに多くの研究業績を発表していらっしゃいます。本シンポジウムでは、これまでのご研究をもとに、大規模災害時における被災者のリーガルニーズについて、データとともにご報告いただきます。

●渡辺 裕介 氏－弁護士(熊本県弁護士会、同会 前会長)

2016年熊本地震の発生直後より、被災者の二重ローン問題に関する「自然災害債務整理ガイドライン」運用方法の確立に尽力され、その後全国でも実務家向けの講師を務めていらっしゃいます。本シンポジウムでは、熊本地震でのご経験を中心に、災害時の二重ローン問題についてお話しいただきます。

●今田 健太郎 氏－弁護士(広島弁護士会)、日本弁護士連合会 災害復興支援委員会 副委員長

実務家としてのご活動に加え、広島大学で法務担当副理事を務められたり、他士業連携による災害支援活動をされるなど、幅広い分野で活躍していらっしゃいます。本シンポジウムでは、2018年西日本豪雨でのご経験をもとに、土砂災害における法律問題や災害ADRについてお話しいただきます。

司会／コーディネーター：濱田絵美(熊本大学大学院人文社会科学部准教授、民法・財産法)